

# 新潟県立中央病院 倫理即応部会規則

1\_名称 倫理即応部会（即応部会）

2\_役割

（1）病院長による緊急諮問（特に治療）について協議し、答申する。

- ① 答申は協議に参加した部会員の賛成・反対・保留の人数で行い、反対・保留の意見を付記することを原則とする。（病院長を交えた意見交換もあり得る。）
- ② 後日倫理委員会に報告する。

（2）臨床研究について

- ① 倫理委員会審査が不要であるとの判断をし、また軽微な事項について審査を行う。
- ② 結果を倫理委員会に報告する。

\*臨床研究に関する倫理指針（厚生労働省、平成20年7月31日全部改正、平成21年4月1日施行）

p 13 第2の3（4）：倫理委員会審査が不要な研究の判断

p 17 第3（9）：軽微な事項について倫理委員会に代わる審査

（3）（1）及び（2）以外で、倫理的要素を含むことについて相談・支援

- ① 全職員を対象。
- ② 部会に諮るかどうかは部会長・副部会長が決める。
- ③ 倫理委員会に報告する。
- ④ 必要に応じて病院長への報告、倫理委員会での審議を図る。

3\_部会員等

（1）倫理委員会委員長は診療部、看護部、管理部の3部門から次のとおり部会員を選任する。

- ① 診療部：医局長、副院長又は診療部長
- ② 看護部：看護部長、看護副部長
- ③ 管理部：事務長、事務長補佐

（2）部会長、副部会長、事務局は次のとおりとする。

〔部会長〕倫理委員会委員長

※部会長に事故等がある時は、倫理委員会副委員長がその職務を代行する。

〔副部会長〕医局長、看護部長、事務長（各部門からそれぞれ1名）

〔事務局〕倫理委員会の事務局

4\_部会の招集

（1）部会長、副部会長が招集し、司会する。

（2）3部門の部会員が必ず参加することとし、可能な限り最多数の部会員の招集を基本とするが、必要に応じ部会長が召集範囲を決める。

（3）必要に応じて参考人の出席を求める。

5\_事案の受付について

事務局に申請する。

附則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成30年12月1日から施行する。

附則 この規程は、令和5年2月16日から施行する。